

4 県税等決算額とその基準財政収入額との比較

(単位 千円)

区 分	平成28年度 県税収入決算額 (A)	平成28年度 基準財政収入額 (B)	(B)×100/75 〔個人県民税所得割 譲与税を除く〕 (C)	比較(A)-(C)
県 民 税	491,273,413	(439,127,389) 419,314,733	(518,412,899) 491,996,024	(△ 27,139,486) △ 722,611
個 人	455,890,524	(410,320,099) 392,124,842	(480,003,179) 455,742,836	(△ 24,112,655) 147,688
均等割及び所得割	436,906,161	379,642,145	439,099,240	△ 2,193,079
配 当 割	11,732,020	(17,096,291) 6,964,877	(22,795,055) 9,286,503	(△ 11,063,035) 2,445,517
株式等譲渡所得割	7,252,343	(13,581,663) 5,517,820	(18,108,884) 7,357,093	(△ 10,856,541) △ 104,750
法 人	32,824,976	26,184,568	34,912,757	△ 2,087,781
利 子 割	2,557,913	(2,622,722) 1,005,323	(3,496,963) 1,340,431	(△ 939,050) 1,217,482
事 業 税	249,132,222	194,856,409	259,808,545	△ 10,676,323
個 人	18,130,742	13,758,282	18,344,376	△ 213,634
法 人	231,001,480	181,098,127	241,464,169	△ 10,462,689
地 方 消 費 税	295,248,915	(251,034,736) 133,935,163	(313,217,559) 157,084,795	(△ 17,968,644) 138,164,120
不 動 産 取 得 税	28,722,404	22,030,720	29,374,293	△ 651,889
県 た ば こ 税	9,424,633	7,064,191	9,418,921	5,712
ゴ ル フ 場 利 用 税	1,577,401	(1,125,958) 327,658	(1,501,277) 436,877	(76,124) 1,140,524
自 動 車 取 得 税	9,648,369	(5,096,585) 857,266	(6,795,446) 1,143,021	(2,852,923) 8,505,348
軽 油 引 取 税	37,692,615	(27,358,630) 16,192,266	(36,478,173) 21,589,688	(1,214,442) 16,102,927
自 動 車 税	91,256,677	69,402,011	92,536,015	△ 1,279,338
鉱 区 税	1	1	1	0
固 定 資 産 税	-	-	-	-
小 計	1,213,976,650	(1,017,096,630) 863,980,418	(1,267,543,129) 1,063,388,180	(△ 53,566,479) 150,588,470
地 方 法 人 特 別 譲 与 税	117,174,746	99,300,524	132,400,699	△ 15,225,953
地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,855,633	1,840,073	1,840,073	15,560
石 油 ガ ス 譲 与 税	84,744	91,491	91,491	△ 6,747
地 方 道 路 譲 与 税	-	-	-	-
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,380,167	1,540,178	1,540,178	△ 160,011
小 計	120,495,290	102,772,266	135,872,441	△ 15,377,151
合 計	1,334,471,940	(1,119,868,896) 966,752,684	(1,403,415,570) 1,199,260,621	(△ 68,943,630) 135,211,319

備考1 県税収入決算額及び基準財政収入額については、狩猟税を含んでいない。

2 県税収入決算額のうち個人県民税、法人県民税及び法人事業税については、標準税率相当額分である。

3 県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、地方消費税、ゴルフ場利用税、自動車取得税及び軽油引取税の基準財政収入額については、市町村への交付金分が除かれているが、決算額との対比を行うため、本表においては控除前のものを()書きで記載した。

4 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、地方道路譲与税及び交通安全対策特別交付金の(C)欄は、(B)欄の額を記載した。

5 軽油引取税については、旧法による税を含んでいる。

6 (A)欄は表示単位未満切捨て